

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例、川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例、並びに川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の概要について

1 一部改正の経緯

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準、及び、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等につきましては、地方分権一括法により、国の省令をもととして、平成25年4月1日から本市の条例で規定することとしておりますが、先般、2月9日に、当該基準となる省令の改正が公布されたことから、今回、条例の一部改正を行うものです。

2 主な改正内容

●議案第59号 川崎市指定通所支援事業

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうち半数以上を児童指導員又は保育士とすること等のため改正するもの

●議案第60号 川崎市障害福祉サービス事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、就労継続支援A型において、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにすること等のため改正するもの

●議案第61号 川崎市指定障害福祉サービス事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定就労継続支援A型において、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにすること等のため改正するもの

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第54号</p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第54号</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p>
<p>第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p>	<p>第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p>
<p>2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p>	<p>2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p>
<p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、通所給付決定を行った市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第21条、<u>第50条及び第74条</u>において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、通所給付決定を行った市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第21条及び<u>第50条</u>において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>
<p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者及びその員数)</p>	<p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者及びその員数)</p>
<p>第74条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第74条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)</u>若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、<u>2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数</u>が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、<u>機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護師 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員又は保育士 1人以上</p> <p>(4) 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>4 第1項第1号及び第2項の「指定放課後等デイサービスの単位」とは、</p>	<p>(1) <u>指導員又は保育士</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる<u>指導員又は保育士の合計数</u>が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、<u>機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護師 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員又は保育士 1人以上</p> <p>(4) 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>4 第1項第1号及び第2項の「指定放課後等デイサービスの単位」とは、</p>

改正後	改正前
<p>指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>5 第1項第1号の<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>5 第1項第1号の<u>指導員又は保育士</u>のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>	<p>6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>
<p>(情報の提供等)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第78条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。</p>	
<p>2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p>	
<p>3 指定放課後等デイサービス事業者は、第79条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。</p>	
<p>(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</p>	
<p>(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</p>	
<p>(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況</p>	
<p>(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p>	
<p>(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p>	
<p>(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p>	
<p>(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措</p>	

改正後	改正前
<p><u>置の実施状況</u></p> <p>4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の<u>評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第79条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条、<u>第50条、第51条、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。</u>この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「<u>第79条において準用する第38条第6号</u>」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「<u>第78条第1項から第3項まで</u>」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「<u>第78条第2項</u>」と、第40条中「<u>利用定員及び指導訓練室の定員</u>」とあるのは「<u>利用定員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当通所支援に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第80条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人 イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項第1号の「基準該当放課後等デイサービスの単位」とは、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数</p>	<p>(準用)</p> <p>第79条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から<u>第51条まで</u>、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「<u>第79条において準用する第38条第6号</u>」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「<u>第78条第1項から第3項まで</u>」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「<u>第78条第2項</u>」と、第40条中「<u>利用定員及び指導訓練室の定員</u>」とあるのは「<u>利用定員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当通所支援に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第80条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指導員又は保育士</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる<u>指導員又は保育士</u>の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人 イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項第1号の「基準該当放課後等デイサービスの単位」とは、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第 82 条 第 8 条、第 13 条から第 23 条まで、第 26 条第 2 項、第 27 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 46 条まで、第 48 条、第 50 条、第 51 条、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 56 条まで、第 61 条から第 62 条の 2 まで、第 73 条、第 78 条 (第 1 項を除く。) 及び第 78 条の 2 の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第 17 条中「第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項」とあるのは「第 82 条において準用する第 38 条第 6 号」と、第 23 条第 2 項中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 82 条において準用する第 78 条第 1 項から第 3 項まで」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 82 条において準用する第 78 条第 2 項」と、第 40 条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第 78 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と、第 78 条の 2 第 3 項中「第 79 条」とあるのは「第 82 条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第 82 条 第 8 条、第 13 条から第 23 条まで、第 26 条第 2 項、第 27 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 56 条まで、第 61 条から第 62 条の 2 まで、第 73 条及び第 78 条 (第 1 項を除く。) の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第 17 条中「第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項」とあるのは「第 82 条において準用する第 38 条第 6 号」と、第 23 条第 2 項中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 82 条において準用する第 78 条第 1 項から第 3 項まで」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 82 条において準用する第 78 条第 2 項」と、第 40 条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第 78 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。</p>

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号 <u>(運営規程)</u></p>	<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号 <u>(新設)</u></p>
<p>第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>(4) 利用定員</u></p> <p><u>(5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p><u>(6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</u></p> <p><u>(7) 通常の事業の実施地域</u></p> <p><u>(8) サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(9) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(10) 非常災害対策</u></p> <p><u>(11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</u></p> <p><u>(12) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(13) その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(就労)</p>	<p>(就労)</p>
<p>第78条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p>	<p>第78条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p>
<p>2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率</p>	<p>2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率</p>

改正後	改正前
<p>の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p>	<p>の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p>
<p>3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</p> <p>(賃金及び工賃)</p>	<p>(新設)</p> <p>(賃金及び工賃)</p>
<p>第79条 就労継続支援A型事業者は、第77条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>第79条 就労継続支援A型事業者は、第77条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</p>
<p>2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 就労継続支援A型事業者は、第77条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対して、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p>	<p>2 就労継続支援A型事業者は、第77条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対して、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p>
<p>4 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p>
<p>5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p> <p>(準用)</p>	<p>4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p> <p>(準用)</p>
<p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。</p>	<p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、<u>第36条</u>、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。</p>

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第69号</p>	<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第69号</p>
目次	目次
<p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第152条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第155条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）</p> <p>第11章 就労継続支援A型</p> <p>第4節 運営に関する基準（就労）</p>	<p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条・第151条）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第152条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第155条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条・第161条）</p> <p>第11章 就労継続支援A型</p> <p>第4節 運営に関する基準（就労）</p>
<p>第178条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p>3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、<u>利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u></p>	<p>第178条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p>(賃金及び工賃)</p> <p>第179条 指定就労継続支援A型事業者は、第177条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</p> <p>3 指定就労継続支援A型事業者は、第177条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対して、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p> <p>4 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p> <p>6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>(運営規程)</p>	<p>(賃金及び工賃)</p> <p>第179条 指定就労継続支援A型事業者は、第177条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、第177条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対して、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p> <p>3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第183条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 利用定員</p>	

改正後	改正前
<p>(5) <u>指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>(6) <u>指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第179条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</u></p> <p>(7) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(8) <u>サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(9) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(10) <u>非常災害対策</u></p> <p>(11) <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</u></p> <p>(12) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(13) <u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(準用)</p> <p>第184条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から<u>第90条まで、第92条から第94条まで</u>、第146条及び第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第183条の2</u>」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第184条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第184条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第184条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第184条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第184条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第184条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から<u>第94条まで</u>、第146条及び第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第184条において準用する第91条</u>」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第184条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第184条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第184条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第184条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第184条」と読み替えるものとする。</p>